

I 事業計画大綱

1. 基本理念 『おだがいさまのまちづくり』

鶴岡市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核団体として、住民がお互いに支え合い、安心した暮らしと優しさを育む福祉のまちを創るため、住民の主体的参加と行政並びに自治組織、関係団体、社会福祉法人との協働による『おだがいさまのまちづくり』を推進します。

2. 基本方針

社会福祉法人として円滑で強固な組織運営と組織体制の強化、また、地域福祉の推進、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉の各事業の更なる充実に努めます。並びに、鶴岡市社協3計画（地域福祉活動計画、発展・強化計画、事業経営計画）の初年度（令和3年度～令和7年度）として、それぞれに示された課題を計画的に取り組みます。

地域共生社会¹の実現に向けて「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」（社会福祉法第109条）として、住民の具体的な地域課題、生活課題を受け止め、地域福祉活動推進部門、高齢・障がい等相談支援部門、福祉サービスを提供する事業推進部門それぞれの機能が有機的、総合的につながり、個別支援（見守り、生活困窮、ひきこもり、高齢者・障がい者・児童に対する虐待）と地域支援に取り組む社協（総合支援型社協）を継続して目指します。

3. 重点事業

（1）法人運営の充実・強化

社会福祉法人として「発展・強化計画（第3期）」（初年度）に基づき、組織運営と組織体制の強化や組織統治（ガバナンス）、労務管理体制の強化、人材育成等の課題に更に取り組みます。また、狭隘になった事務局移転に関わる事務事業を計画的に進めます。

（2）地域福祉活動の推進

市の「地域福祉計画」と連動し、地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画2020」（初年度）に基づいた取組を計画的に進め、また、各福祉センターにおける「地域支え合いプラン」に基づいた地域福祉活動の推進に努めます。同時に、コミュニティソーシャルワーク機能の充実に努めます。

¹ 地域共生社会：「地域共生社会」の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え。

(3) 生活支援事業の推進

判断能力に支障がある方の福祉サービス利用や日常的な金銭管理等の支援、財産管理や身上監護の成年後見等の支援に努めます。同時に、権利擁護に関わる総合的な支援のあり方について、市の施策の動向を見据えながら検討します。また、身元保証問題等、既存の制度では支えきれない方に対する新たな支援の仕組みについて継続検討します。

(4) 相談支援事業の推進

市委託事業の「地域包括支援センター」「鶴岡市障害者相談支援センター」並びに「鶴岡地域生活自立支援センター」について、それぞれが関係機関との連携を図り、専門相談窓口として更なる機能の充実に努めます。また、地域福祉活動推進部門、福祉サービスを提供する事業推進部門それぞれと有機的、総合的につながり、鶴岡市社協の機能を生かした個別支援と地域支援を目指します。

(5) 高齢者福祉、障がい者福祉事業の充実

「事業経営計画（第3期）」（初年度）に示された、基本的な視点と重点課題に基づいた取組を計画的に進めます。また、各事業の経営状況の把握、分析を常に行い、経営的視点を持った施設運営に更に努めるとともに、自然災害、感染症へ対する予防対策、対応の強化を図ります。新たに、共同生活援助事業としてグループホームの運営を開始し、障がい者福祉の更なる充実に努めます。

(6) 児童福祉事業の充実

「発展・強化計画(第3期)」(初年度)に示された、重点課題に基づいた取組を計画的に進めます。また、関係機関との連携を密にしながら各支援の質の向上や事業間の連携強化を図り、同時に、リスクマネジメント体制の強化、新型コロナウイルス感染症対策等に対する危機管理の強化に努めます。